

2011(平成 23)年度 基本事業目的評価表

基本事業名 21202 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

主担当：環境生活部男女共同参画・NPO課 課長 鳥井 早葉子

電 話：059-224-2225

基本事業の目的

三重県男女共同参画センターにおけるさまざまな講座やフォーラムの開催、情報誌の発行などを通じ、男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。

各種データ

県の活動指標	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 27 年度	目標 達成状況
	下：実績値	上：目標値	上：目標値	
男女共同参画センター主催事業への参加者数	16,286 人	10,000 人以上	10,000 人以上	—
社会全体において男女が平等になっていると思う人の割合	13.9%	15.0%	18.0%	—
				—

	2011	2012	2013	2014	2015
予算額等（千円）	17,099	7,958			

平成 23 年度 of 取組概要

- 男女共同参画についての理解を深めるため、国、県、市町等の関係機関や男女共同参画センター（フレんてみえ）の登録団体等と連携し、男女共同参画フォーラムや地域でのイベントなどあらゆる機会をとらえ、意識の普及をはかりました。
- 県の男女共同参画を推進する拠点施設である男女共同参画センターにおいて、情報誌やホームページを通じた情報発信、市町と連携した映画祭を 16 地域で開催、地域で活躍できる人材育成講座や男性講座などさまざまなテーマの講座の開催、電話や面接での相談の実施、地域リーダー養成講座「連携・協働による実践プログラム」などの開催などにより、県民、企業、NPO等への男女共同参画の意識の普及や人材育成を図りました。

平成 23 年度の取組の検証（成果や課題、その要因）

●男女共同参画センター主催事業への参加者数は、16,286人で目標の10,000人を大きく上回り目標を達成しました。多数の参加者が得られたことにより、男女共同参画意識の普及につながったとともに、男女共同参画を進める気運が高まりました。これは、指定管理者が県の男女共同参画を推進する拠点施設として、市町と連携して気軽に男女共同参画を学ぶ機会の提供や、県民をはじめあらゆる団体と連携・協働して、課題の共有や情報交換に取り組んだことなどが要因と考えられます。

●男女共同参画センターが実施した情報提供や人材育成講座の開催などを通じて多様な主体による取り組みが推進され、男女共同参画に関する考え方の共有が図られるとともに、効果的な事業実施につながりましたが、さらに市町や企業等との連携を強化し、県内全域への男女共同参画の意識の普及に取り組むとともに、個人の課題や地域の実情に応じた課題解決型の実践的活動を行っていくことが必要です。

平成 24 年度の改善ポイントと取組方向

●男女共同参画センターにおいて、県民を対象とした講座等の事業を引き続き開催するとともに、指定管理者の高い専門性とネットワークを生かして地域における男女共同参画意識の普及をはかります。

●あらゆる分野で男女共同参画を推進するため、市町、企業や地域のさまざまな団体等との連携・協働を強化し、地域で活躍できる新しい人材の育成に取り組むとともに、地域の課題に応じた実践的活動を展開していきます。

構成する事務事業

事務事業名	事業目的	予算額等 (千円)	取組内容とその結果	貢献度
A 男女共同参画センター事業 ----- 男女共同参画・NPO課	<p>県の男女共同参画を推進する拠点施設である男女共同参画センター（フレンテみえ）において、情報発信、研修学習、相談、調査研究、参画交流のための各種事業を実施します。これらの取組により、県民、企業、NPO等の各種団体が男女共同参画への理解を深め、性別による固定的な役割分担意識を見直すなど、自らの問題として認識し男女共同参画の取組を進めるよう、意識の普及をはかります。</p> <p>また、ノウハウの蓄積や専門性の向上に努め、市町等の実施する男女共同参画の取組を支援することにより、地域における男女共同参画意識の普及をはかります。</p>	7,958	<ul style="list-style-type: none"> ● 国、県、市町等の関係機関やフレンテみえ登録団体等の活動団体と連携し、男女共同参画フォーラムなど様々な事業を実施しました。 ● 情報誌やホームページを通じて、男女共同参画に関する情報の提供を行うほか、ホームページへの男女共同参画ゼミの掲載や出前啓発事業の実施により、男女共同参画センターの利用が難しい地域への意識の普及をはかりました。 ● 地域で活躍できる男女の人材を育成するとともに、男性講座など様々なテーマの講座を開催しました。 ● 電話相談、面接相談、専門相談（法律相談、女性のための総合相談、男性のための相談）を実施しました。 ● 県民の参画を得ながら、三重県の近代以降の女性史を発刊し、地域の団体や市町が男女共同参画の取組を円滑に実施できるよう、パネル等の教材を作成しました。 ● 企画・運営サポーターによる自主企画事業の実施やフレンテみえ登録団体のネットワーク化、講座受講者のグループ化などへの支援を行いました。 <p>その結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多数の参加者（16,286人）を得ることにより、男女共同参画意識の普及につながりました。また、男女共同参画フォーラム（ホールイベント）への男性参加率は23.5%と、昨年度の25%を若干下回る結果となりましたが、男女ともに男女共同参画について考える契機となりました。 ● 人材育成や教材開発、モデル事業の実施、交流機会の提供等を通じ、地域の団体や市町を支援することにより、多様な主体による取組の推進につながりました。 ● 多様な主体と連携して事業を実施することにより、男女共同参画に関する考え方の共有がはかれるとともに、効果的な事業実施につながりました。 	

<p>B 人権文化のまちづくり創造事業 (再掲) ----- 人権課</p>	<p>人権文化豊かな地域づくりの創造に向けて、人権尊重の視点によるまちづくりを推進するための課題や取組について、県民や NPO、学校、企業等と協働しながら検討するとともに、地域における人権尊重のまちづくりのための学びへの支援を行います。</p>	<p>1,605</p>	<p>平成20年度に改訂した人権啓発テキスト「人権のまちづくりのすすめ(改訂版)」を活用し、県内各地で人権のまちづくりについての基本研修を行いました。また、人権のまちづくりに取り組む中で見えてきている課題の解決に向けたアドバイザーを派遣するなど、地域のニーズに応じた具体的な取組支援を行いました。</p>	
<p>C 人権啓発事業 (再掲) ----- 人権センター</p>	<p>「人権県宣言」「人権が尊重される三重をつくる条例」「人権施策基本方針」の趣旨に沿って、人権尊重社会の実現を目指し、県民を対象に人権啓発・教育などに取り組んでいます。</p>	<p>33,179</p>	<p>①人権に関わる企画パネルを作成し、差別をなくす強調月間中に「かがやく子ども～すべての子どもが主役～」をテーマとして開催、また特別展として夏期に人権教育啓発推進センター作成の「人権啓発パネル」を展示しました。 なお、企画パネルは、県内巡回展示、市町・学校等への貸出に活用しました。 ②人権フォトコンテストを、人権を感性で捉えて頂くための機会として実施しました。 ③みえ人権フォーラムを人権センターにおいて1月に開催しました。 ④市・町への支援として人権啓発活動地方委託事業の市町への国費再委託、並びに人権啓発事業(県単)補助として人権啓発活動推進事業を実施しました。 ⑤市町との連携や地域の特性を活かした啓発事業を9県民センターにより「地域人権啓発事業」として実施しました。 ⑥ラッピングバスによる啓発は法務省が全国的に展開している啓発で、三重県では三重交通(株)津・四日市営業所管内で路線バスによる啓発を行いました。 ⑦スポーツ組織と連携した啓発として、独立リーグプロ野球球団「三重スリーアローズ」と連携し冠試合を開催しました。 ⑧広く人権について学べる啓発パンフを作成し、公的機関、学校等での配布、講演会・研修会等で活用し人権啓発に努めました。なお、障がい者の人権をテーマとしたパンフレット「ありのまま、ここで生きる」は、平成23年度人権啓発資料法務大臣表彰、最優秀賞を受賞しました。 ⑨差別をなくす強調月間、人権週間において法務局・人権擁護員連合会・市町などと連携して街頭啓発を実施しました。</p>	

D 男女共同参画普及促進ふるさと雇用再生事業 男女共同参画・NPO課	広く男女共同参画に関する知識と意識の普及を図るため、携帯電話などを活用し男女共同参画に関する情報を発信し、男女共同参画に関する理解と意識の普及を図る。	9, 141	○ITを活用した男女共同参画普及促進事業 男女共同参画を広く県民に理解していただくため、ITを活用し男女共同参画に関する理解と意識の普及を行った。 ・パソコン、携帯電話等を活用し、県の男女共同参画行政に関する情報や各種イベント情報（県、市町など）、企業の情報等の発信 ・IT登録者によるネットワークの構築および勉強会の開催 ・職場内研修の実施	
E 総合文化センター管理運営(再掲) 文化振興課	三重の文化振興方針に沿った総合文化センターの管理運営を図ります。 施設利用者のニーズに即した効果的効率的な運営を行い、施設利用者が快適かつ安全に利用できる施設を実現・維持し、利用者を増やすとともに、文化と知的探求の拠点として県民の文化芸術活動を支援するための体制を整えます。	672, 432	・民間の手法と発想を活かしたサービス向上を図るため、指定管理者制度を導入しています。 ・センター内施設の適切な管理運営のため、計画的な保守点検及び恒常的な清掃、警備を行いました。 ・職員の資質向上のため、防災訓練や総合案内訓練等の各種訓練を実施しました。 ・利用者の利便性向上のため、看板作成など付帯サービスの充実に努めました。 ・新博物館建設工事に伴う駐車場減少の対策として、臨時バスを増発しました。	